

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		仮使用の承認	
根拠法令及び条項		消防法第11条第5項	
審査基準	<input type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第2号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 承認に係る部分が変更の工事に係る部分以外の部分であり、変更の工事 においても、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少ない部分であること。 また、必要に応じ防火上の措置を講ずること。(「消防法の一部を改正する 法律の施行について」(昭和46年7月27日付け消防予第105号))		
審査基準 設定年月日	平成27年2月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請のあった翌日から起算して21日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年2月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	消防局 予防課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。